

令和2年10月23日

大阪市選挙管理委員会  
委員長 大丸 昭典 様

大阪維新の会  
幹事長 今井 豊

住民投票に係る投票運動についての申し入れ

平素から本党の活動に対しご理解を賜り感謝申し上げます。

さて、標記住民投票が11月1日に実施され、大阪の未来を左右する重大な決断を大阪市民の皆様に行っていただくこととなります。

したがって、市民お一人お一人に適正な情報を届けることが非常に重要であり、この適正の担保は、内容はもちろんのこと、法令の範囲内での活動を行うことと認識しております。

しかるに、以下に記載のとおり違反行為が蔓延しており、これらを放置することは住民の判断を歪め、ひいては大阪の未来を誤らせることとなるものと憂慮します。

ついては、貴委員会において厳正な対応を求めます。

記

- 1 大阪府医師会が作成したと言われている大阪市内の各病院に配付されたポスター

【別紙①②】

①②とも、病院長発信のポスターであり、大都市地域における特別区の設置に関する法律及び同法施行令で準用する公職選挙法第135条第2項で規定する地位利用による投票運動に該当するものとする。また、①の内容についてはまるっきりデマであることを補足する。

- 2 道路周辺の公共物に無断掲示されているポスター【別紙③～⑦】

大阪市屋外広告物条例に違反するとともに、施設管理者に問い合わせると掲示することについて許可を与えていないとのこと。

- 3 投票運動のビラとともにポケットティッシュやマスクケースを配布【別紙⑧⑨】

この住民投票にも公職選挙法の買収罪の規定が準用されており、この規定に該当する。

令和2年10月23日

大阪府警本部長 藤本 隆史 様

大阪維新の会  
幹事長 今井 豊

### 住民投票に係る投票運動についての申し入れ

平素から本党の活動に対しご理解を賜り感謝申し上げます。

さて、標記住民投票が11月1日に実施され、大阪の未来を左右する重大な決断を大阪市民の皆様に行っていただくこととなります。

したがって、市民お一人お一人に適正な情報を届けることが非常に重要であり、この適正の担保は、内容はもちろんのこと、法令の範囲内での活動を行うことと認識しております。

しかるに、以下に記載のとおり違反行為が蔓延しており、これらを放置することは住民の判断を歪め、ひいては大阪の未来を誤らせることとなるものと憂慮します。

ついては、貴本部において厳正な対応を求めます。

### 記

- 1 大阪府医師会が作成したと言われている大阪市内の各病院に配付されたポスター

#### 【別紙①②】

①②とも、病院長発信のポスターであり、大都市地域における特別区の設置に関する法律及び同法施行令で準用する公職選挙法第135条第2項で規定する地位利用による投票運動に該当するものとする。また、①の内容についてはまるっきりデマであることを補足する。

- 2 道路周辺の公共物に無断掲示されているポスター【別紙③～⑦】

大阪市屋外広告物条例に違反するとともに、施設管理者に問い合わせると掲示することについて許可を与えていないとのこと。

- 3 投票運動のビラとともにポケットティッシュやマスクケースを配布【別紙⑧⑨】

この住民投票にも公職選挙法の買収罪の規定が準用されており、この規定に該当する。